## 平成27年度

## 不納欠損額の内訳

国土交通省所管 自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)

(単位: 千円)

目動車女至特別会計(目動単検査登録樹足) 区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		(単位:十円 <i>)</i> 
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	1佣 右
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	_	-	-	-	_	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完 成)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停 止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	1	10	1	10	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成 し、かつ、援用の見込み)	_	-	1	10	1	10	損害賠償金債権 10
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結 了)	_	-	-	-	_	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務 について限定承認があった場合において、相続財 産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定に より債務者が免責)		-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在につい て法律上争いがある場合において、法務大臣が勝 訴の見込みがない旨決定)		_	_	_		_	